

## 都道府県指定登録機関の指定について

岡山県土木部都市局建築指導課

岡山県では、建築士法に基づく都道府県指定登録機関を次のとおり指定しました。

都道府県指定登録機関は、平成20年11月28日に改正施行された建築士法(以下「法」という。)で位置付けられたものであり、二級建築士等登録事務を行います。

### 指定した機関の概要

指定番号	岡山県知事第2号
都道府県指定登録機関の名称	社団法人岡山県建築士会
住所	岡山県岡山市内山下1-3-19
二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地	岡山県岡山市内山下1-3-19
二級建築士等登録事務の開始の日	平成21年4月1日
指定をした日	平成21年3月17日
事務の内容	(1) 二級建築士及び木造建築士(以下「二級建築士等」という。)の登録及び免許証明書の交付事務 (2) 二級建築士等名簿の閲覧事務 (3) 二級建築士等の登録に関する証明書の発行事務